米子市建設工事等入札·契約審議会議事録(令和元年度第2回)

令和2年2月6日(木) 午後2時から 日時

場所 米子市役所本庁舎5階 議会第2会議室

出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子

> 青戸 光一 笠岡 克巳 小林 玉青

契約檢查課 石田課長 吹野担当課長補佐 種子係長 事務局

工事所管課 水道局 整備課 施設課 都市整備課 営繕課

住宅政策課 農林課 建設企画課

議題 (1) 令和元年度上半期の発注状況について

(2) 入札及び契約の運用状況について (H31.4.1~R1.9.30契約分)

(3) その他

議事内容

[午後2時開始]

契約検査課の吹野と申します。宜しくお願いいたします。時間は早いんですけど、只今より令和元年度 事務局 第2回米子市建設工事等入札・契約審議会を開催させて頂きます。本日は雪の中、委員の方におかれましてはご出席頂きましてありがとうございました。この雪の方ですけども小康状態になると伺っておりますので市としては少し安心といったところではないかと思っております。先ほど課長の方からも説明がございましたけれども、この雪の関係もございますので本日はなるべく早く会の方を閉めていけたらと考えておりますので、ご協力の方を宜しくお願い致します。

そういたしますと、早速次第の方に入っていきますと、まず2の挨拶ということでございますが、本来ですと辻総務部長の方がこの場に出席しまして、ご挨拶申し上げるところではございますけれども、本 日出張で欠席でございますので、挨拶の方は時間の関係もございますので今回は省略させていただきた いと思いますので宜しくお願いします。

(事務局紹介)

続きまして次第で見ますと、4の審議会の成立の宣言でございますが、本日は審議会条例第5条第3項委員の規定によりまして、委員の皆様の過半数、全員になりますけれどもご出席頂いておりますのでこの 会が成立されましたことをご報告申し上げます。続きまして、会長の互選ということでございます。今 回は任期が皆様改めてということになりますので、委員の皆様の方からご挨拶を頂きたいと思います。その後、会長の互選ということでお願いをしたいと思っておりますので宜しくお願い致します。そうい たしますと自己紹介お願いします。

松原でございます。委員名簿の一番上にあったということだと思いますが、鳥取大学は2年半前退職になりまして、今は名誉教授という形です。八頭郡八頭町に隼LAB.というのがございますが、そこに新し 松原委員 い会社を設けておりまして、鳥取クリエイティブ研究所といいます。どうぞ宜しくお願い致します。

市民オンブスから選出されて、事務局長をしています竹下靖彦といいます。平成16年からやっておりま 竹下委員 す。松原先生と一緒に発足当初からやっております。宜しくお願い致します。

鳥取県弁護士会所属の弁護士、青戸と申します。今回初めてということで不慣れな点があるかと思いま 青戸委員 すが、微力ながら力を尽くしたいと思います。宜しくお願い致します。

笠岡委員 税理士会米子支部から出ております笠岡と申します。宜しくお願い致します。3年目になりますので、 いろいろ入札については勉強したつもりですけれでも、まだ分からないことも結構ありまして、また、 この一年宜しくお願い致します。

岩浅委員 米子市ボランティア協議会に所属しております岩浅美智子と申します。宜しくお願い致します。

小林委員 米子高専教養教育科で物理を教えております小林と申します。官しくお願い致します。

ありがとうございました。そうしますと先ほど申し上げましたように、次に会長の互選でございます 事務局 が、こちらの方でございますが、どなたか立候補頂ける方ございましたら挙手でも結構ですので、ござ いましたらよろしくお願いします。いかがでございましょうか。ないようでございましたらご推薦でも 結構ですのでお願いできませんでしょうか。

これまで通りで、松原先生でお願いしたいと思います。先生よろしくお願いします。 竹下委員

ありがとうございます。そう致しますと、松原委員に会長の方をお願いしたいと思いますので宜しくお願い致します。次に会長が決まりましたので、会長が不在時の職務代理者の方もこちらにつきましは、会長からひとりご指名頂けるという形にしておりますのでお願いしたいと思います。

松原会長

それではこれまでもお願いしておりました竹下委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか?

事務局

ありがとうございます。そう致しますと、会長の方を松原委員、職務代理者の方を竹下委員ということで2年間お願いしますので、よろしくお願いいたします。早速でございますが、議事の方に入らせて頂きたいと思います。議事の進行状況につきましては、松原会長の方にお願いしたいと思いますので、宜しくお願い致します。

松原会長

はい。皆さんからご推薦いただきまして仰せつかることとなりました。竹下委員が先程申し上げておりましたが、発足当初からということで、随分この審議会ですが、資料の提示であるとか、会の進め方であるとか、改善が積み重なっていると思っています。私も、鳥取県のこういった入札審議会であるとか、今も鳥取市をやっておりますが、そういったところと比べますと、米子市の審議会というのは、先進的でもあるし、非常に進んでいるというふうに実感しております。また、関係の部署、部長、課長さんもご出席いただいておりまして、非常に丁寧だなというふうに思っています。これから進めて参りたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。それでは本日の議題でございます。お手元の資料、議題でございますが、令和元年度上半期の発注状況について、これから進めてまいりたいと思います。ではお願い致します。

事務局

ありがとうございます。そういたしますと、私の方で資料の方の説明をさせていただきたいと思いますが、まず本日配布させていただいております資料の確認させて頂きたいと思います。テーブルの上の方にクリップ止めで置いてあったと思います。まず本日、1番目に1枚もので今日の次第書、続きまして2番目でございますが、この審議会の条例文をつけております。続きまして3番目にこちらホッチキス止めしてございますが、今回の審議会の案件でございますが、令和元年度上半期の発注状況の全21ページものでございます。ホッチキス止めにしてつけております。続きまして、米子市工事契約におけるくじ引きの発生状況の表になります。こちら1枚ものになりますが、ございますでしょうか。その次が、令和元年度上半期辞退者一覧、これにつきましては入札日順と業者別一覧を別々のホッチキス止めにしています。こちら両方とも10ページものの資料となっております。続きまして令和元年度の上半期業者別工事契約一覧、これもホッチキス止めで全部で11ページのものでございます。その次が業者別の委託の契約一覧になっております。これが6ページものの資料となっております。最後になりますけれども2枚つけておりまして、1枚が公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要のものをつけております。そして、もう一つ最後になりますが、地方自治法施行令条文(抜粋)の資料を1枚つけています。資料の方はよろしかったでしょうか。

そういたしますと早速、資料の説明の方に入らせて頂きたいと思います。令和元年度上半期の発注状況の説明になりますが、資料で申し上げますと、令和元年度第2回米子市建設工事等入札・契約審議会と書かれました資料の1ページ目からご説明させていただきたいと思います。こちらの方ですが、令和元年度の上半期建設工事契約状況、今回は平成31年4月1日から令和元年9月30日までの契約分ということで今回載せております。こちらの方は工事にかかる入札のものでございます。まず、上の表のところになりますけれども、一番目に公募型指名競争入札となっております。今回、建築一式工事(一般)として4件、電気工事といたしまして1件、全体の発注と致しましては、契約金額の方が5件で17億9976万5000円、平均落札率につきましては、96.1%となっております。次に工事希望型指名競争入札でございますが、とび・土工・コンクリート(法面一般)工事から防水工事まで全13工種でございました。件数が149件、契約金額につきましては全部で41億1252万9700円、平均落札率は92.7%でございました。次の通常型指名競争入札につきましては執行しておりません。入札の合計でございますが、先ほどの公募型と工事希望型合わせますと、全部で13工種、発注件数につきましては154件、契約金額が59億1229万4700円、平均落札率は92.8%でございました。なお、後ほど資料の方でも説明いたしますが、令和元年度の上半期は例年よりも件数、金額とも非常に大きくなっている状況でございました。

その下の表にまいりますと工事にかかる随意契約でございます。こちらの方でございますが、発注件数と致しましては舗装工事から防水工事で9工種27件、契約金額と致しましては1億485万5280円、平均落札率につきましては94.1%となりました。一番下の欄になりますが、入札と随意契約を合わせますと全体で14工種、発注件数につきましては181件、契約金額は全部で60億1714万9980円、平均落札率につきましては93%でございました。はぐっていただきまして2ページ目になります。こちらの方が工事にかかる委託についての契約状況でございます。まず一般競争入札でございますが、今回は案件がございませんでした。続きまして公募型の指名競争入札でございますが、1業種の1件で4378万円でございました。続きまして通常型指名競争入札でございますが、これは発注件数が84件、契約金額5億7478万8680円、落札率につきまして93.7%でございました。入札の合計に関しましては、公募型、通常型合わせまして全体で85件、契約金額が6億1856万8680円で平均落札率が93.4%でございました。こちらの方につきましても、工事入札案件と同様に上半期は金額が件数共に増えた状況となりました。続きまして下の表の随意契約ということでまとめてあります。3業種で発注いたしまして発注件数が全部で9件、金額は2577万6760円、平均落札率は95.7%ごございました。工事にかかる委託全て合わせますと発注件数94件、契約金額6億4434万5440円となっております。平均落札率も93.6%でございました。

続きまして3ページ目になります。この3ページ目の表ですが、文字が小さくて申し訳ございませんが平成16年度から前期後期通年という形で発注件数、契約金額、平均落札率をまとめている表でございます。次のページにグラフ化したものが4ページ以降ございますので、そちらの方でご説明させていただきたいと思います。

そうしますと4ページ目でございますが工事の入札の発注件数の推移について載せております。 今回につきましては一番上の端でございますが、今回こちらの方に令和元年度の上半期の数字を載せていまして、全体を見ていただきますとわかるかと思いますが、平成16年から統計を取り始めまして令和元年度の上半期が154件ということで最大の件数となっております。これにつきましては、昨年度下期になりますけども小学校と中学校の空調設備を全教室に取り付けという方針がございまして、この案件の工事が、令和元年度上半期につきましても引き続き多数入っております。これの関係の工事、米子市の全小中学校に付けるということで増えておりますので、この辺りが件数の増加の一番の大きな要因ではないかと考えております。

続きまして5ページ目でございます。こちらが工事の入札にかかる契約金額の推移をグラフ化したものでございます。こちらの一番上の端になりますけども、令和元年度というところになりますが、約59億の契約金額ということで、先ほど申し上げましたが既に令和元年度上半期で昨年度の一年間の合計額を超えているという状況でございます。この増加の理由ですが、先ほど件数のところでも申し上げましたが学校の空調関係があることと、あとこの上半期の大規模の工事、公募型の建築一式が4件ございましたけれども、これが小学校の増改築とか公民館の新築の工事がございましたので、この辺りが金額で約18億弱ございました。この辺りも含めて増加の要因ではないかと考えております。そうした特殊要因がありまして、今年度の工事につきましては上半期でかなりの増加の金額となっております。

続きまして6ページ目でございます。こちらの方は工事の入札にかかる平均落札率の推移ということで載せております。こちらの方は表を見ていただきますと、平成23年度に最低制限価格のラインの見直しを行っておりまして、そこから最低制限のラインが上がっておりますが、それ以降はだいたい92.0%程度ということで推移しております。令和元年度上半期につきましても92.8%ということでございますので、数字的には去年より若干あがっておりますけれども、だいたい例年並みの推移の範囲だと考えております。

続きまして7ページ目になります。こちらの方は工事の随意契約ということで載せております。こちらも資料につきましては、次の8ページ目からご説明させていただきますので、8ページ目の方をご覧頂きたいと思います。こちら工事の随意契約の件数のグラフということで一番上になりますけど、令和元年度上半期はにつきましては27件発注しております。全体的に見ますと、平成27年度から随意契約の案件というのは減少しておりまして、今年度上半期も27件ということですので、全体的には減少の傾向にあるということで考えています。

続きまして9ページ目でございます。随意契約の金額の推移ということで載せたものでございます。令和元年度上半期につきましては、前年の上半期と比べるとほぼ同額ということになっておりまして、これも全体的な傾向から見れば件数同様、金額の方も減少している状況と考えております。

続きまして10ページ目でございます。工事の随意契約の平均落札率をグラフ化しているものでございます。令和元年度上半期でございますが、これが93.0%ということで前年より率が下がっていますが、全体的に見ますと、だいたい90%から96%の間で推移しておりますので、今回が特段高い、低いということではございませんので、例年並みということで考えております。

続きまして11ページでございます。こちらの方、工事の内容は16年度から載せております。説明の方は12ページで表の方を使ってご説明させていただきたいと思います。12ページでございますが、こちらの方が件数をグラフにしたものでございますが、今回が85件ということで全体的に見ますと年によってばらつきはございますが、例年よりは多めの件数ということになっております。すみません。10ページ目のグラフなんですけども、数字がちょっと誤っていた。令和元年度の平均落札率、随意契約ですけれども93.0%と書いてございましたが、一番最初をページを見ていただきますと、今回94.1%ということで、93.0%が間違いでございましてが、一番最初をページを見ていただきますと、今回94.1%ということで、93.0%が間違いでございまして94.1%ということでございましたので、資料の方を訂正をお願いしたいと思います。そういたしますと、12ページの方の説明に戻らしていただきたいと思います。委託の方の入札が85件ということで例年より多くなっているということでございます。こちらの方ですが、やはり年度の初めに学校のエアコン関係の工事をするための設計業務の件数が増えておりますので、こちらの方が増えている要因の一つではないかと考えております。

13ページ目でございます。こちらの委託にかかる入札の契約金額でございますが、例年の金額と比べて見ますと非常に多いということでございます。契約金額と致しましても、件数と同様比例して令和元年度の上半期は大幅に増えておりまして、先ほども申し上げました学校のエアコン関係もございますけども、橋りょうの関係、市道の橋の方も耐用年数も迫ってきておりますので修繕、改築するための点検業務が金額的にも増えてきている要因と考えております。

続きまして14ページ目になります。こちらは委託にかかる平均落札率でございます。こちらの方は平成21年度に最低制限価格制度を採用したことで率が上昇しておりますが、それ以降92%から94%の間で推移しております。今回93.4%ということで例年並みの推移であると考えております。

続きまして15ページになります。委託の随意契約になっておりますが、こちらの方は次に16ページの方でご説明させていただきたいと思いますので、16ページをご覧いただきたいと思います。令和元年度上半期につきましては9件ということでございまして、こちらの方も工事と同じく随意契約の件数につきまして近年の数字並みということで、特段9いということでないと思いますのでこの傾向が推移していくのではないかと考えております。

次に17ページでございますが、委託の随意契約にかかる契約金額で平成30年度は上半期が約1800万円、令和元年度につきましても2500万円ということでございます。いづれもこれは上半期の1件高額な2号随契がありましたので、その高額な案件が影響しているということで増えております。それを除けば、例年と比べて特段増えているということではないということで回が高いということではないと考えております。

はぐっていただきまして、18ページ目でございます。随意契約の平均落札率ということで載せております。こちらにつきましても元々分母が少ないということがございますので、今回9件しかございませんでした。そういった関係もありまして毎年数字が変わってきておりますが、今回は95.7%ということでございましたけれども、数字的には例年と比べては特段高いということではないので、今後もこの位の数字で推移していくのではないかと考えております。

次に19ページから21ページにつきましては各委員さんから抽出頂いた案件をまとめたものでございます。今回は工事に関するものが全部で26件、委託につきましては3件抽出案件として選んで頂いております。

続きまして引き続き、くじ引きの1枚ものの資料の説明をさせていただけたらと思います。こちらの方が毎回つけておりますが、平成23年度から令和元年度のくじ引き発生状況についてまとめたものでございます。一番下になりますが、令和元年度上半期は入札にかかるものにつきましては、全体で154件入札をおこなっております。そのうち25件がくじ引きになったということでして、内訳につきましてはご覧の通りになりますが、一番多い、大きいものとしては土木一式工事(一般)15件ということで一番多い数にはなっております。右になりますが、今年は随意契約につきましても27件見積り合わせがございましたけれども、3件でくじ引きということになっております。こちらは見積り合わせで、たまたま金額が並んだということで、今回3件のくじ引きとなっております。全体的に見ますとやはり例年通り土木の関係の工事、土木一式(一般)や舗装関係でございますけども、一番多いんじゃないかということが言えると思います。

続きまして、辞退者一覧ということでお配りしております。こちらの方は入札日順と業者別と別々作成させていただいております。辞退理由と致しましては、技術者さんを確保することができなくなったですとか、予定価格内で入札ができないとか、そういったことが主な理由としては挙がっております。特に令和元年度上半期につきましては、鳥取県内でも東部の方で大雨の災害等がありまして、それの復興工事の発注が増えております。ですので市内の工事にも技術者が配置できないということで入札参加者がない入札案件が多くございました。米子市だけではなく、県や国との工事の兼ね合いもありますので技術者さんの方の配置ができなくなったということが特に上半期は多い状況だったと考えております。

次になりますが、令和元年度の上半期の発注状況の資料と致しまして、こちらの方も業者別の工事契約一覧と委託契約一覧をつけております。こちらの方は入札の結果になりますので、説明の方は省かせていただきまして、参考として見ていただければと思います。

最後になりますが、1枚もの資料が2枚ございましてこちらの方の説明をさせていただけたらと思いま す。まず1枚目のものですが、公共工事の品質確保の促進と書いてあるものでございます。こちらの方 ですけども、前回の審議会の方でも、最低制限価格やくじ引きに関するご質問がありまして、事務局の 方で口頭でご回答させていただいておりましたけれども、今回資料の方としておりますのでこちらについてご説明させていただこうと思います。1枚目の資料でございますが、平成26年度に作成された国 の資料になりなりますが、公共工事の品質確保促進に関する法律の一部を改正する法律というもので、 いわゆる品確法という法律の一部改正になります。一番上に書いてございますが、この改正はダンピン グ受注や行き過ぎた価格競争、また現場の担い手不足や若者入職者の減少などにより、現在将来の公共 工事のインフラの品質確保やその担い手の中長期的な育成確保促進を目的に法律の改正が行われたとい う資料でございます。真ん中の枠の改正ポイントⅡのところになりますが、発注者の責務の明確化とい うところで、予定価格と最低制限価格のことが書いてありますので、ご説明させていただきます。真ん 中の枠の中の○印の1つ目でございますが、予定価格について書いてありまして、こちらの方を読ませ ていただきますと、担い手の育成、中長期的な育成確保のための適正な利潤が確保できるよう市場にお ける労務資材等の取引価格、施工の実態等適格に反映した予定価格に適正な設定ということでこちらの 方に書いてございます。そういったものが必要だということでこちらの方に書いてある資料でございま す。また○印の3つ目になりますが、こちらの方、低入札価格調査基準価格や最低制限価格の設定につてもこちらの方も発注者の責務として必要であると書いてございます。米子市の方でもこの法律の基本 理念に則りまして、地方自治体としてこういう点も踏まえて工事を発注していく必要があると今後も考 えているという資料でございます。

続きまして2枚目になります。次の資料になりますが、こちらの方も前回の審議会の方でお話がござい ましたし、今回も抽出案件でくじ引きのことを選んでおられた委員さんもおられましたので、資料とし て、条文の抜粋をつけさていただいております。こらちですけれども、地方自治法施行令でくじ引きを する必要性ですが、価格が並んだ場合の決定方法ということでこちらの方に書いてあります。第167条9 になりますけれども、読ませていただきますと、落札となるべき同価の入札をしたものが2名以上ある ときは直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合には当該入札者に くじを引かないものがあるときは、これにつきましては立ち合いの方に業者が来られなかった場合に、 業者の代わりに入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとすると書かれています。仮に入札で予 定価格と最低制限価格の間で入札価格が並んだ場合におきましては、さらに入札を行い続けるのではな くただちにくじ引きをして落札者を決定しなければならないと書かれておりますので、米子市の方もこ れに基づいてくじ引きを行っているところでございます。資料については以上になりますが、前回の審 議会で委員さんの方から実際の入札の視察をお願いしたいとのことで要望がございましたが、こちらの 方は今、年度の後半になりますので入札の件数もあまりありませんので、新年度になってからあらため て時期等検討いたしましてお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。長くなりまし たが、説明につきましては以上になりますので、ご審議よろしくお願いします。

松原会長 ありがとうございました。令和元年度上半期の発注状況、様々なデータでご説明頂きましたが、委員の 皆様、何かご質問ご不明な点等ございませんでしょうか。

すみません。岩浅ですけどご説明いただきました資料で2ページ目が令和元年度下半期となっておりま 岩浅委員 すが、上半期の間違いでよろしいですよね。

事務局 申し訳ございません。そうですね、令和元年度上半期の建設工事契約状況のものになりますので。

それからちょっと今、よく理解できなかったので、もう一度お聞きしたいのですが、くじの落札者決定 の項目ですけども、当該入札者のくじを引かない者があるときと書いてありまして、ちょっと先ほど説 岩浅委員 明があったのですが、ちょっとよくわからなくて、こういう引かない者があるっていう場合があるとは どういう場合なんでしょうか。当然入札日に会社の担当の方なり代理でも誰がいらっしゃるかわかりま せんけども、立ち会うわけですよね。それを欠席されるということですか。

お答えさせていただきます。入札の方につきましては、案件によって立ち合いをお願いする案件とお願いしていない案件がございます。土木の関係などは、くじ引きになる可能性が高いですので、ほとん どの皆さんに立ち合いのご案内しております。当日、仕事の関係で出れなくなったですとか、そういっ た連絡も事前にいただきます。必ずしも出れない場合には、その業者さんの方に一応、くじ引きをなっ た場合には、当該入札事務に関係ない職員がかわりにくじ引きをさせてもらいますけどもよろしいで しょうかといういことで話をさせていただきまして、良いということでございましたら入札に関係のな い職員が代わりとしてつけまして、くじ引きをすぐその場でさせてもらうという形で実務的には行って いるということでございます。

事務局 補足ですけれども、これは入札の札を入れられた段階で落札の意志があるということですので、それで 複数の方が落札の可能性があった場合に、この条文は辞退をすることができないというふうに読んでい ただく文章です。要はこの人がやるなら私は辞めるよということはできないんですよということを言っている。ですから2人、3人の方が同額の札で私辞めるからこの人に譲るよということは出来ないんで す。必ずくじを引いて、くじの結果で落札者を決めなきゃいけないですよという文章なので、実務的に は先ほど吹野補佐が言った通り、関係ない職員を立てて、必ず途中で辞退をすることはできないんです よとか、譲りあったらだめですよということを文言的に整理してあるものです。

事務局

岩浅委員 わかりました。ありがとうございました。

松原会長 はい。どうぞ。

その件で結局、職員が代理でくじを引いたっていうのはこの件数の何件あるんですか。要するに業者が 竹下委員

引かなくて。

事務局 数字の方は出していないんですけども、イメージ的にはほとんど立ち合いに業者が来ていただいており

ますので、8割・9割方は業者の方がこられてくじをさせていただいているというのがほとんどだと思

います。

なんで聞いたかっていうと、談合をやってる場合があってそんなの行かんでもいいけん勝手に引いて 竹下委員

よっていう形になる可能性もあると。だからその職員が引いた比率はどれくらいになっているのかって いうのが知りたいというふうに考えていて。まあ今でなくてもまた後でもいいですので報告をして欲し

いと思います。

松原会長 そこはまた調べていただいて後日報告いただいたらと。その他いかがでしょうか。特にございませんで

したら、本日の議題に移りたいと思います。入札及び契約の運用状況についてということで。

そうしますと入札の契約の運用状況についてということで、内容については先ほど説明させていただき 事務局

ました。この後は抽出案件についてご議論ということでお願いしたいと思っております。資料の方が入札・契約の運用状況抽出案件資料ということで、こちらの方で委員さんの方からご発言いただいて、議論させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

松原会長 はい、12ページからになるんですかね。委員の皆さんどうぞ、どの案件からでも。

案件の質問ですが、資料いただいて抽出するときにちょっと思ったんですけども、入札日の列ですが、 岩浅委員

スラッシュが二つ書かれているところは、同上という意味で上の日付と同じという意味を表わしている

のでしょうか。

事務局 入札目のところのスラッシュですが、こちらにつきましては入札方式と書いてございますけども、随意

契約の案件でございまして、随意契約は入札という形ではなくて、見積り合わせで行わせていただいて おります。一度に開札するのではなくて、それぞれの業者さんの方に個別にお願いさせていただきまし て、見積書をご提出いただいて落札者を決定させていただくという形式になりますので、スラッシュと

いうのは入札日という日にちが無いということです。

岩浅委員 無いということですか。

事務局 無いということです。

岩浅委員 随契の場合は、そういう表記になっているということですね。

事務局 そうです。

岩浅委員 わかりました。

ちょっとわかりにくいですので、横棒の標記の方がいいかもしれませんね。 事務局

岩浅委員 そうですね。横棒の方がいいかもしれませんね。

事務局 次回からそうさせていただきたいと思います

岩浅委員 了解しました。ありがとうございました。

事務局 よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。 松原会長

竹下委員 今回もたくさん出したんですが、まず公告の解釈の問題なんですが、工事発注表っていうのがこれは公

表してますよね。じゃあ入札公募ってありますよね。これとの相違点はどういうことですか。同意語ですか。要するにこういう工事案件でこういうふうにやりますよという、通常はそういう入札公告というふうになりますよね。だからそういうことと、工事発注表というのをどういうふうに解釈をしておられ

ますか。

同意語だと解釈しております。ホームページとか掲示板とかいろいろイメージありますけども、市の方 事務局

はホームページの方で公表しておりますので、それが公告ということになると思います。

竹下委員

と言いますのが、ずっとの後に発注表にかかわる問題が出てきますので、どういう発注の仕方をしているのか、どういう公告の仕方をしているのかということに関わるということで、そこを一つ確認をしておきたいというふうに考えてます。工事入札については、だいたい入札公告という形で拾って出していますので、そういう点で21番、24番ですね。21番も出しましたけども、24番のほうがいいですね。これ抽出しましたのが、希望型で参加者が1社で、総合評価という形になっているわけですね。というのは総合評価がなじまないんじゃないかというふうに考えているんです。総合評価の在り方。それはどういうことかというと、この24番のところを見てもらえばわかるように、工事発注表の中で入札方式というのが総合評価方式による落札決定という形で入札公告がしてある。したがって参加業者が1社であってもこういう形でやりますよという形を広告してありますので、1社であっても総合評価をしたと、そういうことですか。

事務局

総合評価という入札方式でございますが、価格競争だけではなくて技術者、会社の持ち点を総合的に判断して落札を決定するという方法でございます。これにつきましては米子市の場合は、予定価格というのがございまして、そこが2500万以上の予定価格の土木一式工事(一般)というのにつきましては、全て総合評価でやるということで事前に要綱を作りまして公表を行って入札を行っております。ですので参加者が1社であったとか2社であったとか、公表の時点ではもちろん、どこが申し込まれるかわかりませんので、もう最初から総合評価という形で、この案件についてはやるということで決めておりますので、総合評価で入札、落札者を決定するという形でやらざるを得ないということはあるかと思います。

竹下委員

なんで聞いたかっていうと、こういう形で発注表の中に明確に入札方式をこうやりますという形なんですが、本来この総合評価っていうのは、たくさんの応札者がある中で、必ずしも最低ではなくて、これまでの工事成績その他を勘案して、応札金額が高くても敢えてそれを選定をしてる訳です。というその解釈からいけば、今の補佐のような全案件を総合評価やるっていうのは、これは解釈の逸脱ではないですか。例えば、今回あるように総合評価1社でも総合評価をすることは総合評価になってないじゃないですか。一般入札と一緒じゃないですか。ということを私は問いたい訳ですよ。総合評価っていうは、本当にその会社のこれまでの努力に応じて、必ずしも最低価格じゃないけれども上がってでもそれを選定するという形を踏襲してきたわけでしょ。それが今説明があるように全例を総合評価にやるというのは、これは以前私ども議事録見て下さい。総合評価の在り方という形で発言しているはずなんです。そうするとこれ全然何もないじゃないのということです。わかります、意味が。

事務局

総合評価についてですけれども、今回この案件については確かに1社しかなかったということでございます。そういう意味では総合評価になじまないということはあるかもしれませんけれども、結果ということもありますし、特に先ほどちょっと触れさせていただきましたけども、今年度上半期につきましては業者さんの方が他の工事との兼ね合いがございまして、なかなか入札の方に参加していただいていない。例年、総合評価ですとだいたい件数もそれなりにあって、業者さんの方もたくさん入札いただくというのが普通ではあるんですけども、今年度は特に上半期につきましては業者さんの参加も全体的に少なく、これも入札が8月頃なので、年度初めではなく、だんだん業者さんも技術者さんがいないということで、参加が少ないという状況というのもありまして、結果的には1社で参加がなかったということになっております。だからといってこれは総合評価でやるといって公表させていただいて、それをやっぱりやめて、変えますよというのはできないんじゃないかなと考えております。

竹下委員

だから、最初私冒頭で言いましたように、この入札公告という形をやっているから、その結果で選定をしたんですかということを。その結果で選出しても、本来はこの総合評価方式という形には、なじまないんじゃないのと。全例、全案件を総合評価でやるというのはナンセンスでないのっていうふうに言ってる。しかも、1社で落札率が99.1%ですよ。これ後、縷々、落札率の高さの問題については発言しようと思ってますけれども。言ってみれば全ての中のその発注からいけば落札価格からすれば、異常に高いという状況ですよ。毎回申し上げてますように95%を超えるのはほぼ談合だ。これは今までの他府県、あるいは他の事業者団体でも問題になって、そのことが縷々言われてる状況なんです。談合状況の中でほぼ全国的にみて談合した結果というのは、最低制限価格ではなくて本当に高い状況でやってる。ということになると米子市の税金そのものが多く支払わなければならないという結果になるんだということなんですよ。

結局そういう状況からすると、おかしいというふうに私は考えています。従来から申し上げてますように1社入札というのはもうこの工事発注表の中で明記をすべきだと。1社の場合でしたら、これは入札中止です。再入札にかかりますという形で出しとけば、まだ私は整合性があると思うんですが。現に他府県の事業者の中では明確にそのことを入札公告の中で謳っているわけです。結果1社だったら開札の拒否です。それは1社だから当然その締め切りまでには応札がなかったから、1社しかないということになればそれは入札取り止めという状況にならざるを得ないということをやってる発注者もいる訳です。現実に1社入札というのは訴訟が発生しました。というのは1社入札で高い金額で落札しているのは損害を与えている。これについてはネットで調べて下さい。これらは訴訟に入りました。そういう状況の中でこの1社入札という形が、しかも総合評価でなされているということは大いなる問題ということです。そういうことで24番では申し上げたい。それと私が言いたいのはあとJVの話もありますし、言いたいことも一杯ありますので、とりあえず。

ずっと、竹下委員がおっしゃっておられる先ほどの1社入札はいけないよと言われるとこに通じるとこ ろで、1社の場合に総合評価というのは、結果から言えば委員の申し上げられた通り、総合評価をしよ うが金額だけで比べようが1社の場合には結果が同じになる。ということでいえば委員がおっしゃる通 り、総合評価をしても価格競争をしても、落札者の方は1社しかいない。結果は変わらないといわれれ ばその通りだと思います。ただ、先ほど補佐の方が申しました通り、従前の公告でお示ししている決定 方法を変えることは当然できませんので、1社の方でも当然総合評価という形をとって、点数を決めて 1社しかおられなくて失格になるような条件からは外れているというようなことを確認して、落札者の 方を決定するということで言えば、総合評価をさせていただくことでも、価格競争をさせていただくことにおいても、それは従前の条件としてさせていただくので、それは問題ないと思っております。1社入札の問題は、以前からおっしゃっておられるんですけれども、本市の場合、通常型の指名型で参集型 の場合には、当然1社の入札はないというのは以前からお伝えしている通りです。こちらの方の希望型 の場合には、何社来られるかわからない中で最低限、会社さんが希望される金額をお示しされていると いうことなので、参集型で1社しかおられなくてご自身が一番高い金額をするような入札というのは行 いません。入札を中止します。例えば、委託の部分とか参集型でご指名して10社さんくらいに来てい ただいて、1社しか入札希望がなかった場合には当然入札中止です。それは委員がおっしゃる通りな部 分と思うんですけど、価格競争が全くありませんので、1社さんの言い値で決まるということからいえばそのようなこととなると思います。あと希望型とかこういった総合評価の場合に2社以上じゃないと いけないというときの弊害もいろいろあるんですけども、逆によーいドンで合わせて一緒に行こうやと いわれるケースもあるというのがありますので、1社でやらない方がちょっと問題があるんじゃないか とうちの事務局の中では考えております。1社だけだったら開いてもらえない、だったら2人出ようよ と。俺ほしいからといわれると、それはもう入札にならないわけですので、そういったいろいろな問題 もあるかなというふうに考えておるところでございます。

竹下委員

その点は重々わかります。逆に言うと市民の目から見て1社しか応札してないのに何で決めるんだ。し かも非常に落札率が高いじゃないか、税金が無駄にならせんかという形をいうんです。課長が言ったよ うに、じゃあ1社をなくすためにお前も申し込めよと。しかし、私はこれだからこれ以上出すよと。談 合になるのは間違いない。でもそれは1社であろうと2社であろうと結果的には一緒じゃないか。で も、市民の目から本当に入札をやったかどうかという形は形式的にいけば、それは2社の中で1社に決 まるという方が透明性はないけれども、格好としてはつくんじゃないかという考えを持っている。私が 業者だったら声かけてという形はあると思うんですが、でも1社しかないのにそれが入札になるという のは、私は発注表の中でそのことを報告すべきだと。そうしたら業者だってそういう取り組みをすべき じゃないのかなと。ここに書いてない限りは、それは1社であろうとなければそれは競売と一緒ですよと私は思うんです。これあとずっと出てきますけれども、そのことを私は言ってるんです。そろそろこ こは英断を下さす時期ではないかなというふうには考えています。まだ、全国的には予定価格も廃止す るという発注者も出ているわけでして、最低価格も今、ソフトを持ちいれば簡単に出てくるので、そう すると最低価格の算出方法もいろんな組み合わせをやっていく。多い発注者は101通りの組み合わせで 最低制限価格を決めている。単純に予定価格の90%という形ではなくて、そういう努力もやってるわけ です。米子市の場合であったら、最低制限価格に集中するというそういう実例がほぼ皆無に近いので、 そういうのはないかもわかりませんけれども、ほかの発注者については最低制限価格で団子状態になっ ている。そうするとあとは何をするかと言ったらくじ引きになる。努力をしないでくじ運じゃないか と。くじ運が良ければ当たる、当たらなきゃだめだったという形に弊害も出てくるんです。ということ でこの入札の問題というのは本当に大きな課題になっているんではないかというふうに考えています。 2.4番につきましては、そういう点で1社で総合評価っていうのは何もないというふうに申し上げた

松原会長

それでは他の委員からどうぞ。

岩浅委員

岩浅です。No.54の案件について質問させていただきたいと思います。今回、初めてこの言葉を目にしたような気がするんですが、備考欄に調査意向調書未提出のために失格になってる業者さんが2か所ありました。これもさっき竹下委員がおっしゃったように、最終的に1社入札になってこれいいのかなと私思ったんですけれども。その前にこの調査意向調書というものがどういうものなのか、そして総合評価だけでする場合のみに、この調査意向調書というものが必要になるのでしょうか。

事務局

54番の方で調査意向調書、建設工事入札執行表のところに書いてあります調査意向調書未提出による 失格というふうに書いてありますけれども、総合評価入札につきましては、調査基準価格というのがま ずありまして、その下に失格基準価格というのがあります。予定価格があって、調査基準価格というの があって、失格基準価格というのがございます。名前で言うと、A社さんとかB社さんは金額が調査基 準価格以下、総合評価の場合、調査基準価格以下になりますと金額が低いので、業者さんの方にいろい ろ何でそんなに低い金額になったのかというのを調べるために、その工事をするために見積書でありま すとか資料を出していただいて、それでも工事ができるということで認められるとその調査基準価格以 下でも工事ができるんですけれども、そういうことを業者さん的にはそこまでして取りたいとは思わな い。そこまでして取りたいということでしたら、この調査意向調書を出していただいて、うちはそう いった調査を受けさせてもらって調査してもらえばいいですよという話になるんですが、調査意向調書 を入れてない場合につきましては、その時にはその入札は落札できないということになります。

補足しますと、総合評価の中で通常の希望型の場合には最低制限価格ということで、それ以下の金額だ と落札することができないという価格設定にしておりますけども、総合評価の中では調査基準価格、式 としましてはその最低制限価格と同じものですけれども、その場合にその調査基準価格を下回った入札 書を出された場合には、この場合即失格ではなく、先ほど補佐がお伝えしたような積算が正しいのかという根拠を調査した上で落札決定になるということになります。その場合に評価の仕方が多少変わって きます。通常の調査基準価格の上の金額を出しておられる方とイコールの評価になってしまうので、そ こまで調査に協力するということについては、希望するかしないかということを入札書に同封するよう に封筒の中にその意向調書を同封していただきます。それがない場合には、調査基準価格を下回った段階で失格になってもいいよという意思確認をさせてもらうということで、この場合は封筒の中にその意 向調書が入っていなかったので、積算間違いなのかちょっとその辺はわからないんですけども、そう いった下の金額を出してしまったことによっても、調査に協力して落札の意思はありませんということ なので、その時点で失格の扱い、同じく最低制限価格と同じ扱いをして、この方々は失格という扱いに させていただく。もしこの場合に調査意向調書が入っている場合には、調査を受けますということなの で、落札保留をしてその2社さんの方に、聞き取りなり資料を出していただいた上で、評価して決定す るという流れになるということです。総合評価の場合には、調査基準価格を下回った場合で、同封され ていなければ失格、意向調書が同封されている場合に、その同封されて尚且つ、調査に協力すると書い てある場合は調査に移行するという形になっています。ただ、本市の場合、その総合評価でその低入札 価格的な調査をしたということは一度もございません。こういった同封される業者さんはおられません ので、この部分ではダンピング防止のために低入札はだめですよといってる先ほど1枚ものがありまし たので、そういった流れがあるときは業者の方もどんどんたたき合いみたいなことはしたくないという ふうに思っておられます。実際に計算上取れるかどうなのか、ちょっと分からないところなんですけど もそういった内容です。

岩浅委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

竹下委員 課長が今言われたそれは総合評価方式による競争入札試行要領を見ているのですが、そこにはどこにも 記載されていないですね。違うんですか。

事務局 総合評価方式による競争入札試行要領の11番。11番失格基準の中にあります。

竹下委員 はい、わかりました。

松原会長その他よろしいですかね。それではどうぞほかの案件で。

笠岡委員 一番最後ですけれどもいいですか。一番最後の随意契約で契約の性質又は目的が競争入札に適さないことということでC社、参加者が一人ということですけれども、入札とは関係ないですが、道路台帳の更新というのは建設課のパソコンの方に、松江の方で見たんですけれども、あれは何年に一回かの更新という。例えば道路幅員とかいうことですか。

事務局 そうです。道路幅員や延長やああいったものを図面で持っているんですけれども、このシステムの方を確か、そのC社さんが持ってる。市の道路が出来たら、アップデートしてもらったものを納品してもらってるがためにずっと2号随契、そこしかシステムを持っておられないので、毎年かちょっとわからないんですけれども、その都度の新しい市道のデータをお渡しして、新しい台帳をもらうということです。

笠岡委員 ちょっと関係ない話ですが、個人が請求に来ればあの図面というのは有料か何かで出るものですか。

事務局 1枚10円だそうです。

笠岡委員 10円ですか。出ることは出ますか。

事務局 たぶんコピーをさせていただくということでということだと思いますけども。

笠岡委員 わかりました。よく松江では見たことあるんですけれども、結局同じようなシステムでおそらく何年か に1回の更新だということで。わかりました。

松原会長そのあたりの更新の年度というのは何年度おきにとか。

建設企画課 基本のデータはずっと使っているんですけれども、市道認定というのは認定、廃止、変更というのをだいたい年度末の3月議会で承認を頂きます。承認を頂いたものについて毎年訂正、追加ということで行っているところでございます。

松原会長

これは随契で22,526,900円、先ほどお話がありましたけど、特定の業者であっても、これは全国的にやっておられます。随契の1社入札、1社でのやり取りとなっているんですけれども、例えば他社にシステムを1回見直そうとか。このおそらく会社は来年も来るだろうと間違いなくそう思ってます。そういう中で新しいシステムを導入するとか、あるいはもう少し低価格の工事台帳のシステム整備するとか、実際はあるんですよ。ですから、そのあたりをやはり少し幅広に思慮されたほうがいいかなと考えます。やはり随契というところは、この社をもって他にこういう技術をもっていないというのがバックにあるんです。そのあたりを少し見直された方がいいのかなと思います。

建設企画課

ありがとうございます。本来であれば更新費用というのはだいたい500万~600万というところではあるんですけども、現在、図面のシステムを追加しまして地下埋設物というのを入れているので、今回、今年度から数年間こういう金額で推移します。1回こういうシステムを構築いたしますが、ちょっとその段階で他の安いシステムがないのかというような移行ということを検討したいと今考えておるところでございますので、意見として大変ありがとうございます。

松原会長はい、それでは。

笠岡委員 先程、地下埋設物っていうのは、道路の下の方に埋設物が入っているかどうかっていうことですか。

建設企画課 例えばガス、水道、下水道の管とかそういったものが、道路のどこの位置にあるのか、深度はどの辺に あるのか、こういったものを今データの整理をさせていただいているところでございます。

笠岡委員 わかりました。ありがとうございます。

松原会長他に、はい。

岩浅委員 今回ちょっとNo.178、179、180に関して共通項があったので抽出させていただいたんですけれども、これすべて8号随契になってまして、最初にいただいた資料で参加者数が10社で失格者はゼロ、辞退者が9社という数値が全部一緒なので、なぜそういうことが起こっているんだろうかと思っていました。後ほど詳しいその抽出した資料を送っていただいて見ますと、管工事A級業者全社に見積依頼をしたが見積参加が1社であったため、その会社と随意契約をするというのが、178、179、180すべて書かれております。ちょっとよくわからないのが、第8号随契になったのは結局、競争入札で入札者がないとき又は再度の入札でまた落札者がないときというのが第8号で定義されてると思います。今の資料よりも前の段階で入札を行っているのだけれども、入札者がセロであって、随契に変えてそのA級業者さん全社に、ご案内をして辞退だとかいろんな結果をもらって、それで残られたのがこの3案ともすべて1社しか残られてない。それで決定したということでそれは理解しました。例えば2社

ね。

事務局 はい。

岩浅委員 そういうことですよね。今回はたまたま3件とも1社しか残らなかったからそちらが受けられたということですね。

が残られたとした場合に、その見積の金額で競争されて安い方が落札されるということになるんですよ

事務局 はい。

岩浅委員 わかりました。ありがとうございます。

松原会長 はい、どうぞ。

青戸委員 青戸と申します。随意契約の話が出たんでちょっと教えていただきたいのですけれども、私が抽出いたしました80番と86番で、これの資料を見たら1回目で見積価格に差があるにもかかわらず、2回目も見積額を出させてくじ引きを行っているんですが、何でこういうことが起こるのかっていうのを私にはわからないので教えてください。

事務局 この80番、86番なんですけども、随意契約と申しますと見積もり合わせということで2社以上に見積をお願いしております。当然、見積り合わせにつきまして予定価格というのがございます。これはその金額以下でないと契約できないという金額でございまして、第1回目の見積をお願いしたんですが、2社とも見積金額が予定価格よりも上でした。上でしたので、もう一度予定価格より下になっていないので、もう一度お願いできますかといってお願いして、業者さんに2回目の見積り合わせをさせていただいて、そこで落札が決定したという経緯でございます。今回は2回目に同額で業者さんがたまたま並んだため、くじ引きをさせていただいて業者を決定させていただいたという、なかなかないケースなんですけども、このケースは上半期は2件ありましてそういう経緯でございます。

青戸委員 わかりました。ありがとうございます。

青戸委員 もう1件、くじ引きがらみで26番をあげさせていただいたんですけれども、これ最高入札額と請負者 の入札額がピッタリ同じということで、参加者7社が全て同じ額を入札したというケースなんですが、 たぶんこれは予定価格を基準にして最低制限価格を算出した上で7社が入れた結果ではないのかと思う んですけれども、自由競争の観点からこんな形でのくじ引きで決めることに、特に問題はないとお考えでしょうか?

この案件につきましても、くじ引きになっている案件でございます。青戸先生がおっしゃいますように最低制限価格のところの金額で同じになっておりますので、くじ引きを行っています。通常の入札といいますのは予定価格と最低制限とありまして、その間で業者さんの方が金額を出していただいて入札を行うという形でさせていただいております。この間で業者さんが入れていただいた金額が、入れていただいた中で最も受注意欲がある業者さんがその最低制限価格を入れてこられたということですので、そういった意味ではこの予定価格と最低予定価格での間での競争を行った上での価格ということになるので、競争原理としては働いていないということではないと判断しております。

青戸委員

すいません、もう一つ問題点あるとしたら、予定価格を基準にして最低制限価格を決めるということ、 実質的に官の意向で価格が定まっているという形になっているんじゃないかと。

事務局

その関係ですけれども、先ほど1枚ものの品確法というところでなぜ最低制限価格を設けないといけないのか、米子市が設定しているのかということを触れさせていただいたというところです。青戸先生がおっしゃるように本当に安い金額ならどうなんだろうとか、そういった自由競争の中に価格が決まってないとおっしゃられるのはその通りだと思います。予定価格を積算し、その中で最低制限価格をなぜ設けているかというのは先ほどお配りしたような1枚ものの中で過度の競争やダンピングをすることはいけません。納品していただく工事の品質を担保するためにも、従業員の方の労働環境のためにも、ある程度きちっとしたものをしていただくことが、納品する製品の質を担保するんだということの流れです。ただ、この品確法の趣旨が本当に正しいかどうかというのは委員の皆さんの中で、ここでお思いの部分はあるんだと思うんですけども、高止まりの要因になっているんじゃないかとか、そういったことはあるんですけれども、地方公共団体の法律に従うということがございますので、発注者としての責務が明確化されてる。こういう流れの中なので最低制限価格の中でくじ引きになるというのは地方自治なたように後は運だということで、それを従前に知っていただいた中でしていただいている。本当に申し訳ない部分で、委員の皆様のおっしゃる通り本当に一生懸命努力されて技術力をより持っておられる業者さんはくじで取れないということがあることは確かですけれども、うちの発注しうる制度の中ではそういったことは担保出来ているということは、国が示している中で判断をさせていただいているというところでございます。

青戸委員 説明としては承ります。ありがとうございます。

松原会長 はい、どうぞ。

竹下委員

それではJVの話にいきます。No.が45、133、153です。見事に振り分けをされて、しかも97.8%、97.9%、97.4%いう状況になっています。これが今、平均で見ますと92.7%位、92.5%位でこちらの総 括表の中でありました。そうすると非常に高いということです。例えばNo.45でいきますと予定価格が2 憶328万円でこれを92.5%でいくと1億8800万円、その差額は990万円、率で言うと4.9%も高く米子市 は支払った結果になっている。こういう状況です。しかもNo.133についても然り、No.153についても然り です。要するに2社しかないという状況です。2社が順繰り、組を作って応札をしてるという状況で こういう状況になるとまさにJVなんですが、沢山の業者が来ないわけですから、どういうセッティ ングをするかということで、米子だけで採数を選定しようと思ったら、当然こういう高い金額なってく るというのははっきりしています。ということでJVについても談合の温床だと私言いましたけれども、 まさにこれが如実に物語っているんじゃないか、というふうに思います。ちなみに私ちょっと冒頭で言 いましたけれども、宮城県の多賀城市では95%以上落札というのはもう談合だという形で今、訴訟に なりました。要するにこの金額というのは、額も大きくて、一般管理費よりも高いと状況の中でいけ ば、果たしてこういうJVを作る場合に地元業者というだけでいいのか、どうなのかというふうに考えま す。言ってみれば、この業者がどういうペアを組むかという形で応札をしているという状況なんです。 もちろん2社と3社あります。これが2社になれば当然50%と高くなって持ち分の比率を決めます。 そうすると誰が中心に応札をするかという形でAランクの業者がペアを作っていってる。こういう状況 なんです。だからやっぱりこのJVについては額が大きいので、私は市に限定をしなくてもう少し対象業 者を広げた方が、県内業者という形でやったほうが、落札率は下がってくるというふうに考えてます。 やっぱり、ここはこういう高い金額という形はいかがなものかというふうに考えております。ちなみに No.45はD社、No.133はE社、No.153はF社。まさにここにある業者、こういう状況で実際高い金額がだい たい私の試算ではほぼ平均値の落札でいけば、No.133等は2180万円も、要するに落札率を92.5%でやれ ばそれだけ安くできるという状況が発生している。要するに率で5.25%も高く払ってるという状況にな ります。

こういう状況で財政が厳しい中で、やはりそれなりにやっぱり発注者も努力をするべきではないかというふうに考えております。結果的には市民が全て税金ではないんですが、地方交付税の中から当然出ているんでしょうし、案件によっては国と県と米子市の負担割合になってると思うんです。だから、こういう点で、ここのJVについてもそろそろ考えるべきに来てるんではないかというふうに考えております。そういうことを私としてはそういう資料がありませんので申し上げませんけれども、要するに、どういうペアを組んでるのか、もうちょっとJVについて、この建築改修工事、あるいは新築等についてペアの組み方をデータ化してみれば、面白いデータが出るかなというふうに考えています。そこで一つ聞きますけれども、これは受けるために比率で組織を作りますよね。そうして応札をします。そしてそれを作って応札をしたら、落札をしたら解散ですか、それとも工事が完成した後に解散するんでしょうか。

共同企業体というのは工事のためだけに作る組織になりますので、当然工事が終了いたしましたら、その共同体自体の解散となりますので、解散という形になるんではないかと思います。

竹下委員

これはただ落札率がこういう状況の中で、本当に 2 社しかなってなくという形で本当にそうなのかなというふうに私も考えているわけです。だから、そういう点は検討を要するんじゃないかという形で発言したいというふうに考えております。もう一つは、確かに急を要するという形で小・中学校における空調整備という形は、緊急の課題だということでいち早く取り組んでいるということについて敬意を表したいというふうに考えてます。しかしながら、これで私が抽出したところでは、 N_0 120、121、122、131、132という形ですが、ものの見事に落札がみんな相違をしているんです。例えば N_0 120でいったら落札はG 社、ところが一般管理費は、12.24%も計上してあるわけです。H 社が10.25%、要するに毎回申し上げていますが、ここが金額調整の場になっているというふうに考えてます。というのは、額にしてその金額を出すのか、あるいは企業そのものが必要経費として出すのか、もちろん算出根拠というものは明確に説明してありますけども、 N_0 121は I 社、 N_0 122は J 社、 N_0 131はI 社、 N_0 132は I 社、I 社、I を のよりは明確に説明してありますけども、I を のものが必要経費として出すのか、もちろん算出根拠というものは明確に説明してありますけども、I を I

事務局

エアコンの方の関係、落札率が高いというご指摘だと思います。エアコンにつきましは、米子市に限らず全国的にエアコンが一斉に更新ということになっております。これは、国の補助金の関係がございますので、その関係で今年度中に終わらないと補助金が受けれないということがありますので、全国的に一斉に発注されているということです。よって、ちょっとはっきりしたことはよくわからないんですが、資材の関係ですとエアコンがありませんので、当然需要の方からいうと価格の方も無理してでもとりですとかそういう状況になってくることもありますし、あとは業者さんの方も下請けですとかを使って工事するために確保しておかないといけないということもありますので、価格的には高くなってきているというのがある。入札の方の金額、会社が入札できる金額、価格として入れてもらってまってきているというのがあるしても今回については高くなってきているんじゃないかと、このエアコンの件に関しては言えるのかなとは思います。ただ、竹下委員のおしゃっるようにこんなに急いでやらなくてもゆっくりやって競争性をもっと増やしてやるべきだという、もちろん考えもあるんではないかと思いますけれども、市としてそういった業務も執行する必要もあるということでございます。今回のこういった短期間に集中的に入札を行ったという形になっておりますので、その辺は致し方ないとは考えております。

竹下委員

案件ごとにほとんど2社と3社、しかも業者もほぼ変わらないという状況の中でこれが上手く振り分けられているという結果です。そういうことからすれば、私たちはこういう入札、内訳表を見てからそれが言える訳で、市民としてはそれは見てないことですからそれは分からないとは思うんですが、巧妙な形でどさくさに紛れてというのは表現が悪いですが、高い金額でもやっぱり落札出来るという状況で、これこそ本当に金額的なものもあるんですが、指名競争入札、指名にしてもいいんじゃないのかというふうな感じは見てます。

事務局

米子市内の限られた業者さんの中でやってるというのがありますので、その会社にも技術者さんというのは人数が限られておりますので、その方がおられなくなれば、次に入札には向かえないわけですから、別に業者さんにお願いしてということで入ってこられる形になります。結果としてそういうふうになってしまったということだと考えています。

松原会長

はい、今日の天候条件のことを考えると、ちょっと早めにという話でございました。まあ3時半はちょっと過ぎておりますが、最後にこれだけはというのはございますでしょうか。

岩浅委員

すいません。

松原会長

どうぞ。

岩浅委員

時間が迫っているというか、過ぎてしまって大変申し訳ないんですけども、もう1点だけちょっとお尋ねさせていただきたいと思っていまして、No.93です。先ほどから竹下委員のご指摘もあるこの案件も一社入札で決定していて、しかも落札率が99.9%という非常に、100%に限りなく近いという事があるんですけども、それはちょっと置いといて、あの米子市内の業者さんの入札希望がなかったことと、それから1社、L社さんが入札されたということで、この工事は特殊な工事だったわけだったんでしょうか。

事務局

これですけど下水道工事のプラントの工事でございまして、市内の業者でできるというところは、部品的なものじゃないとないのかなということで、実際にこういった本当に製造からしていだだくようなものというところでは、実際に他市さんだと先程あったような2号随契をしてもおかしくないのかなというような部類にもなりうるようなものだと思います。ただ本市としましては、工事に関して2号随契というのは基本的にしないというような立場をとっております。入札をというところから考えていきますので、そういった中で下水道のプラント的なものについても入札でという方向性をもっております関係上、本当にできるところで全国的に1社しかないのかもしれないなというような部類のものであるというのは間違いないです。

施設課

この工事なんですけども、制御盤がありましてこれがL社が作った制御盤ということになりまして、その中の改造といいますか、ソフト変更といいますか、そういったものの工事も入っておりまして、それができるのはL社だけということになります。ただ他の業者さんができないかということになりますとその部分をL社さんに頼めばほかの業者でもできるということにはなりますので、他の業者さんが入られないということにはならないと考えてまして、入札案件としております。

岩浅委員 ありがとうございました。

竹下委員

最後にちょっと、米子市の場合は公益通報制度というのは作られてるんですか。というのは今、官製談合が非常に大きく数が増えてきてまして、何でそのことが分かったのかということにも関わらず、上司がやってるという形で黙殺をしているということがありまして、本当にそういう形で横行している状況があれば内部通報が保証されてる。これ法律で明確にされてるんですが、米子市の場合はそういう制度はありますか。これ入札とは関係ないんでしょうけれども、一つ談合、あるいは官製談合を防ぐという意味からいけば、内部でもう少しそこら辺を十分目を配ってそういうことが発見されないような、事前に対応することが私は必要じゃないかと。ややもすると後からそういうのは分からなかっただとか、そういう状況が来てるんで、そういう法律があるんで、十分活用して通報したらペナルティーで冷や飯を食わされるというのがよくあることで、そういう形は法律で裁けばいい話ですが、こういう形も談合を防ぐ、私は大きな要素になるんじゃないかというふうに考えてますので、一応検討してほしいというふうに考えてます。

事務局

公益通報制度は当然本市の方でも整備してございます。ただ通報の部分に、この部分が該当するのかなと言われると、なんかもっと犯罪じみたような話を竹下委員がお話されてるような気がしたので、公益通報制度よりも警察に行ったらみたいな気がするようなお話だったのかなとちょっと思ってしまったんですけれども。もちろん私ども地方公務員は不法行為を見つけた時には警察等に告発するような義務があるわけです。その辺は公益通報よりも、もっとすべきことがあるのかもしれないんですけども、その辺のどういった具合のことを想定されているのかちょっとわからないんですけども、公益通報制度はきちっと持っております。

竹下委員

というのは、情報漏洩がなされてるんです。だからそれが業者と結託をして情報を漏らしてる。いう状況の中で落札、特定の業者が落札をする。そういう状況が発生しているわけです。だからこそ、そういうものを十分に窓口をどういうふうにやるかっというところで、筒抜けになるような窓口をやってもらったって困るわけで、そういう点でも整理をしないとやっぱりいけないんじゃないかというふうには考えておるわけです。一度そこら辺を入札制度についてもそういう状況で情報漏洩を防ぐという意味からいっても、整理をするべきだというふうに考えております。

松原会長

委員の皆様には色々な観点から、角度から質疑を頂きまして、1社入札、総合評価入札というのはどうなんだということ、JVの指名業者の取り方っていうのはどうなんだということ、随契っていうのがこれでいいのかといういろいろな指摘を頂いております。事務局の皆さんにぜひいろいろとご検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

そう致しますと。その他という事で特に案件がございませんので、これで今回の入札・契約審議会につきましては終了させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。